

# やま と た か だ



2018

12

No.1003

ゴールへまっしぐら 市民体育大会(10月21日撮影)

## INDEX

大和高田市職員の給与・定員管理などの概要 ①～③ 秋の叙勲 ④ 総合計画市民ワークショップ参加者募集 ⑤  
まちの話題 ⑥ 選奨式 ⑦ 教育委員会表彰 ⑧ 9月定例会市議会 ⑨～⑪ ズームアップ!まちづくり団体 ⑫  
消費生活センターから ⑬ コリーンさんからののお便り ⑭ いま、市立病院では ⑮ 人権シリーズ ⑯ BOOKサロン ⑰  
各種相談 ⑱

# 大和高田市職員の給与・定員管理などの概要

本市では、市職員の給与・定員管理などの概要を、毎年公表しています。

● 普通会計とは、一般会計に一部の特別会計を加えたものです（公営企業会計は含まれません）。

● 一般行政職とは、総職員数から教育職、医療職、福祉職、技能労務職、企業職などを除いたものです。

● 平成14年1月から当分の間、特別職などの給料、一般職の管理職手当を減額しています。

● 平成19年度から平成30年度まで、期末手当を市長は50%、副市長は30%、教育長は20%減額しています。

## 1 総括

### (1) 人件費の状況

（平成29年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成29年度末)	65,630人 (平成30年3月31日)
歳出額 (A)	24,009,545千円
実質収支	1,401,201千円
人件費 (B)	4,173,700千円
人件費率 (B)/(A)	17.4%
(参考) 28年度の人件費率	18.1%

※平成29年度の歳出額に対する人件費の割合です。  
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

### (2) 職員給与費の状況

（平成30年度普通会計予算）

職員数 (A)	544人	
給与費	給料	1,923,518千円
	職員手当	373,291千円
	期末・勤勉手当	760,807千円
	計 (B)	3,057,616千円
1人当たり 給与費 (B)/(A)	5,621千円	

※平成30年度の職員数と職員1人当たりの平均年間給与費です。  
※職員手当には退職手当を含みません。

## 2 職員の平均給料月額、初任給などの状況

(1) 職員（一般行政職）の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額

（平成30年4月1日現在）

	大和高田市	国
平均年齢	42.6歳	43.5歳
平均給料月額	302,526円	329,845円
平均給与月額	373,173円	410,940円

(2) 職員（一般行政職）の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

	大和高田市	国
大学卒	179,200円	179,200円
高校卒	147,100円	147,100円

(3) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額

の状況（平成30年4月1日現在）

経験年数	大学卒	高校卒
10年	244,592円	—
15年	288,689円	—
20年	343,825円	—

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数を含みます。

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	事務員・技術員	66人	19.2%
2級	主事	49人	14.2%
3級	主任	56人	16.3%
4級	係長・主査	72人	20.9%
5級	課長補佐	43人	12.5%
6級	次長・課長	49人	14.3%
7級	部長	9人	2.6%
	計	344人	100%

※大和高田市の、給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する、代表的な職務です。

## 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大和高田市		国	
1人当たり平均支給額 (平成29年度) 1,437千円			
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期 1.225月分	0.850月分	6月期 1.225月分	0.850月分
12月期 1.375月分	0.950月分	12月期 1.375月分	0.950月分
計 2.60月分	1.8月分	計 2.60月分	1.8月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置	

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

大和高田市		国	
(支給率) 自己都合 早期・定年	(支給率) 自己都合 早期・定年	(支給率) 自己都合 早期・定年	(支給率) 自己都合 早期・定年
勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	勤続20年 19.6695月分	24.586875月分
勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	勤続25年 28.0395月分	33.27075月分
勤続35年 39.7575月分	47.709月分	勤続35年 39.7575月分	47.709月分
最高限度額 47.709月分	47.709月分	最高限度額 47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	3,047千円	21,302千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)	

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額です。

平成 29 年度	
支給実績 (29年度決算)	198,466千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	280千円
平成 28 年度	
支給実績 (28年度決算)	198,855千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	285千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成29年度決算)	424,129千円
支給対象職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)	728,743円
職員全体に占める手当支給 職員の割合 (29 年度)	57.5%
手当の種類 (手当数)	16種類

(4) 特殊勤務手当  
(平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成29年度決算)	114,639,217円
支給対象職員1人当たり 平均支給年額	114,869円
支給対象地域	市内全域
支給率	4%
支給対象職員数	1,051人
国の制度 (支給率)	6%

(3) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同
扶養手当	○配偶者……6,500円 ○子……10,000円 ○配偶者以外の扶養親族……6,500円 ○扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき) 5,000円加算	○配偶者……6,500円 ○子……10,000円 ○配偶者以外の扶養親族……6,500円 ○扶養親族のうち特定期間にある子(1人につき) 5,000円加算
住居手当	○借家・借間…最高支給限度額 27,000円 ○持ち家…0円	○借家・借間…最高支給限度額 27,000円 ○持ち家…0円
通勤手当	○交通機関利用…最高支給限度額 55,000円 ○交通用具(自転車・自動車など)利用 2km以上5kmごとに13段階の区分 (最高支給限度額24,500円)	○交通機関利用…最高支給限度額 55,000円 ○交通用具(自転車・自動車など)利用 2km以上5kmごとに13段階の区分 (最高支給限度額31,600円)

(6) その他の手当  
(平成30年4月1日現在)

区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
	平成29年度	平成30年度				
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5		
		総務	86	90	4	危機管理課新設等
		税務	28	29	1	税務課増員
		労働	0	1	1	シルバー人材センター増員
		農水	4	5	1	産業振興課増員
		商工	5	5		
		土木	39	41	2	都市計画課増員等
		民生	153	159	6	保育所保育士増員等
		衛生	72	70	△2	企画整備課減員等
	小計	392	405	13	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.71人	
特別行政部門	教育	118	123	5	幼稚園教諭増員等	
	小計	118	123	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.45人	
累計	510	528	18			
公営企業等会計部門	病院	468	484	16	医療技術者等増員	
	水道	19	19			
	下水道	9	8	△1	下水道課減員	
	その他	35	39	4	保険医療課(医療係)増員等	
	小計	531	550	19		
合 計	1,041 [1,323]	1,078 [1,323]	37	<参考> 人口1万人当たり職員数 164.25人		

※職員数は一般職に属する職員数です。  
※【 】内は、条例定数の合計です。

6 部門別職員数の状況と主な増減理由  
(各年4月1日現在)

区分	給 料 月 額 等		
給料	市長 ……	490,000円 (980,000円) ※ 50%減額	
	副市長 ……	445,500円 (810,000円) ※ 45%減額	
報酬	議長 ……	618,000円 (618,000円)	
	副議長 ……	535,000円 (535,000円)	
	議員 ……	498,000円 (498,000円)	
期末手当	(平成30年度支給割合)		
	市長	6月期 1.575月分	市長は50%、副市長は30%減額しています。
		12月期 1.725月分	
		計 3.3月分	
(平成30年度支給割合)			
議長	6月期 1.55月分	議長	
	12月期 1.7月分		
	計 3.25月分		
退職手当	(算定方式)		
	市長 980,000円×在職月数×0.5	23,520,000円 (1期の手当額) (支給時期)	
副市長	810,000円×在職月数×0.3	11,664,000円 (任期毎)	

5 特別職の報酬等の状況  
(平成30年4月1日現在)

※給料・報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
※報酬の欄の、議長、副議長、議員の金額については、平成23年3月議会で議員提案され、減額改定があった後の金額となっています(従前は、議長670,000円、副議長580,000円、議員540,000円)。  
※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における、退職手当の見込額です。

大和高田市職員の給与・定員管理などの詳しい内容は、本市ホームページ (<http://www.city.yamatotakada.nara.jp/>) で、平成31年3月ごろ、公表する予定です。 [人事課 内線213]

# 市人事行政の運営等の状況

## 1 職員任免に関する状況

(1) 採用者の状況（平成29年度）

	試験	選考	計
一般行政職	33	-	33
教育職	-	3	3
医療職	20	7	27
計	53	10	63

※奈良県からの派遣職員5名  
（一般行政職1名、教育職4名）

(2) 退職者の状況（平成29年度）

	計	その他	自己都合	定年前早期退職	定年
一般行政職	23	2	5	3	13
技能労務職	1	1	-	-	-
教育職	4	-	3	1	-
医療職	27	-	23	3	1
計	55	3	31	7	14

## 2 職員の給与の状況

(1) ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100としたときの、本市職員の給料の水増し率を示したものです。

- 平成28年度：95・4
- 平成29年度：96・4

(2) 給与抑制措置の状況

（一般職）

行財政改革のため、地域手当6%を平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間

0%、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間3%、平成30年4月1日から4%に削減しています。また、管理職手当は、平成14年1月1日から段階的に削減し、平成19年4月1日からは、医療職・教育職以外の職で定額制とし、さらに減額しています。

期末勤勉手当にかかる役職加算についても、平成16年12月から削減措置を行っており、特殊勤務手当は、平成17年4月に大幅見直し（廃止・減額）を行いました。

（常勤の特別職）

行財政改革のため、平成14年1月1日から、報酬を市長15%、助役・収入役・教育長は10%削減し、平成18年4月1日からは、4役ともに15%削減し、平成19年4月1日からは、市長、副市長、教育長ともに20%減額しています。

また、平成19年4月1日から平成31年3月31日の間、期末手当を、市長50%、副市長30%、教育長20%減額しています。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務条件、休憩・休時間の概要（平成30年4月1日現在）

職員の勤務時間は、一部の施設などを除き、午前8時30分から午後5時15分までです（このうち、60分の休憩時間があります）。1日7時間45分、週38時間45分勤務しています。

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として、1年に20日の有給休暇が与えられます。

●平成29年中（1月1日～12月31日）の平均取得日数：8・6日

## 4 職員の分限処分・懲戒処分の状況

(1) 分限処分の概要と状況

（平成29年度）

分限処分とは、公務の能率の維持と、その適正な運営の確保のために行う処分です。

処分事由	降格	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-
心身の故障の場合	1	-	23	-
職に必要な適格性を欠く場合	-	1	-	-
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	-	-	-	-
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-
条例で定める事由による場合	-	-	-	-
計	1	1	23	-

(2) 懲戒処分の概要と状況

（平成29年度）

懲戒処分とは、公務員とし

てふさわしくない非行があった場合など、職員の一定の義務違反に対して道義的責任を問う処分です。地方公共団体における規律と、公務遂行の秩序の維持を目的としています。

処分事由	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	-	2	-	-
職務上の義務に違反した場合は職務を怠った場合	-	-	-	-
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	-	-	-	-
計	-	2	-	-

## 5 職員の服務の状況

（服務に関する基本原則の概要）

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

## 6 職員の研修の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

職員の能力開発を総合的、計画的に推進するための基本的な事項を明確にし、能力開発に関する諸施策実施の基準とするため、平成17年4月に「大和高田市人材育成基本方針」を策定しました。

(2) 研修方針

平成30年度職員研修は、人材育成基本方針にのっとり、住民ニーズの高度化・複雑化に対応できる政策形成能力、困難な課題を克服するための問題発見・解決能力、行政の公正さや透明性を確保するうえで必要な法務能力等の養成や、職場での人材育成・自己啓発の支援を中心に、実施していきます。

## 7 職員の福祉・利益の保護の状況

（公務災害補償の概要と実施状況）（平成29年度）

公務上の災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）または通勤による災害を受けた場合、地方公務員災害補償基金から、一定の補償がなされます。

認定件数	傷病	死亡
公務上の災害	20	-
通勤途上の災害	4	-

## 8 公平委員会の業務の状況

（平成29年度）

●勤務条件に関する措置の要求：0件

●不利益処分に関する不服申し立て：0件

●職員の苦情処理：0件

## 9 公益通報及び不要求行為についての状況

（平成29年度）

●公益通報の件数：0件

●不要求行為の件数：0件

〔人事課 内線213〕

## 秋の叙勲

平成30年秋の叙勲において、永年にわたり、各々の分野で尽力された4名が、受章されました。  
お祝いを申し上げ、今後ますますの活躍を祈念します。

### 旭日双光章（保健衛生功労）

坂口 守彦さん



### 旭日单光章（地方自治功労）

吉井 保次さん



### 瑞宝小綬章（郵政事業功労）

富島 充郎さん



### 瑞宝单光章（消防功労）

中山 重廣さん



## 危険業務従事者叙勲

第31回危険業務従事者叙勲において、永年にわたり尽力された功労により、受章されました。

お祝いを申し上げ、今後ますますの活躍を祈念します。

### 瑞宝双光章（警察功労）

吉川 慧さん



## 入札参加資格申請の受付

### 建設工事、 測量・建設コンサルタント 〔市外定期・市内追加受付〕

平成31年度の建設工事、測量・建設コンサルタントの入札参加資格申請は、市外業者の定期受付および市内業者の追加受付となります。

なお、市役所への参加申請書を提出した場合、上下水道部（水道部門）への提出は必要ありません。

※平成30年に申請した市内業者は、今回、申請は不要です。

#### ▽受付期間

平成31年2月1日（金）～28日（木）  
（土・日・祝日を除く）  
午前9時～正午、午後1時～4時

#### ▽提出方法

市役所契約監理室へ持参  
※郵送による受付は、不可

#### ▽登録有効年度

・市内業者 平成31年度  
・市外業者 平成31・32年度

#### ▽提出書類

詳しくは、12月下旬に市ホームページに掲載します。

〔契約監理室 内線627〕

### 物品購入等・ 建物管理等業務 〔市内・市外業者 追加受付〕

平成31年度の物品購入等業務および建物管理等業務（清掃・警備・建物管理）の入札参加資格申請（追加受付）を受け付けます。

※平成29、30年に申請した業者は、今回、申請は不要です。

※建物管理等業務は、法人のみ  
の受付

※水道関連の物品の参加申請は、  
上下水道部（水道部門）で受け  
付けます。

#### ▽受付期間

平成31年2月1日（金）～28日（木）  
（土・日・祝日を除く）  
午前9時～正午、午後1時～4時

#### ▽提出方法

市役所契約監理室へ持参  
※郵送による受付は、不可

#### ▽登録有効年度

平成31年度

#### ▽提出書類

詳しくは、12月下旬に市ホームページに掲載します。

〔契約監理室 内線652〕

## 総合計画市民ワークショップ参加者募集

これからの大和高田市のまちづくりの方向性を検討するため、市民のみなさんの意見を聞く場として、市民ワークショップを開催します。積極的な意見をできる人を次のとおり募集します。

▽対象 次のすべての要件を満たしている人

(1) 16歳以上の市内に居住、通勤または通学者であること。

(2) 市の公共施設で開催する全2回の会議において、交通費も含め無報酬で対応できること。

▽開催日 平成31年2月～3月の土曜・日曜または平日の午後7時以降の2日間(予定)

▽定員 10名程度(選考あり)

▽応募締切 平成30年12月21日(金)(必着)

▽応募方法 A4サイズ用の紙に、「私が考えるこれからの大和高田市の施策のあり方」を800字程度にまとめ、応募理由、住所、名前(ふりがな)、性別、年齢、電話番号を書いて、直接持参、郵送または電子メールで提出。様式は問いませ

ん。なお、応募書類は返却しません。

▽提出先

〒635・8511

奈良県大和高田市大字大中100番地

1

大和高田市企画政策部企画広報課(市

役所3階)

☎0745・22・1101(代表)

直接持参する場合は、土・日を除く午前9時から午後5時15分まで。

▽選考結果 平成31年1月中旬に、郵送でお知らせ。



〔企画広報課 内線285〕

## 平成31年度児童ホーム入所案内

本市では、放課後などに家庭で適切に保育を受けることができない児童の健全な育成を図ることを目的として、児童ホームを開設しています。

▽対象

市内公立小学校に平成31年度在籍を予定し、放課後、保護者などが保育できない家庭の児童

※平成31年4月1日から翌年3月31日までの利用申込です。

※現在入所中で、継続して希望する人も、申し込みが必要です。

※平成31年度新1年生も、本期間に申し込みが必要です。

▽受付期間

12月3日(月)～28日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※12月20日(木)・27日(木)は午後8時まで。

※土・日・祝日は受付していません。

▽受付場所 学校教育課(市役所2階)

▽保育時間

・平日授業がある日 放課後～午後6時

・平日授業がない日 午前8時30分～午後6時

※日曜・祝日・夏期(8月12日～16日)・年末年始(12月28日～1月4日)

日)・3月31日(ホーム休所日)は閉所

▽必要書類

①児童ホーム入所申請書 ②勤務状況等証明書 ③入所申請に関する承諾書 ④帰宅方法に関する承諾書(④は任意提出)

※申請書は学校教育課で配布

※市ホームページからも、申請書一式をダウンロードできます。【申請書ダウンロード↓学校教育課↓児童ホーム入所申請書様式】

▽入所決定 2月上旬ごろ予定

▽費用

・保育料：月額4,000円(2人目以降は月額2,500円)

・傷害保険料：月額4,000円(予定)



〔学校教育課 内線151・152〕

## 選挙の学習

### 奈良県文化高等学校

10月4日、奈良文化高等学校で、選挙出前授業がありました。翌年に選挙権を得る同校の2年生184人が、選挙講座やクイズなどを通して、選挙の仕組みや投票の仕方について学習しました。

講座では、「候補者を選ぶためには、新聞やインターネットなどで情報を得て、自分の意見を持つことが大切」という話がありました。

〔選挙管理委員会事務局 内線353〕



▲投票用紙を触って確認

## 奈良県卓越技能者表彰受賞

### 森 久次さん

10月29日、奈良県卓越技能者表彰を受賞した森久次さんが吉田市長を表敬訪問しました。奈良県卓越技能者表彰は、技能が優秀であるだけでなく、技能を通じて産業の発展に寄与し、他の技能者の模範と認められることなどの要件を満たした人が受賞します。



▲吉田市長(左)と森久次さん(右)

〔産業振興課 内線265〕

## 西日本豪雨災害の復興への寄付

### 大和高田市赤十字奉仕団

10月30日、大和高田市赤十字奉仕団の役員8名が、団員から集めた義援金3万円を日本赤十字社奈良県支部大和高田市地区長である吉田市長にわたしました。届けられた義援金は、日本赤十字社を通して、被災地へ届けられます。



▲市長に義援金を渡す大和高田市赤十字奉仕団の皆さん

〔社会福祉課 内線534〕

## 福祉事業への寄付

### 大和高田市文化協会

11月1日、大和高田市文化協会の役員3名が、寄付金の贈呈のため、市長を表敬訪問しました。会長の福本君子さんは、10月13日、14日に開催された創作展「合同生花展」での収益金の一部である2万1千円を福祉事業に役立ててほしいと話しました。



▲市長に寄付金を渡す大和高田市文化協会の皆さん

〔社会福祉課 内線534〕

## パラアーチエリー アジアパラ競技大会入賞

### 仲 喜嗣さん

10月6日から13日までインドネシア共和国ジャカルタで開催された「アジアパラ競技大会2018 インドネシア」に、仲喜嗣さんが出場しました。

仲さんはアーチエリーのMW1という部門で日本代表として出場し、6位に入賞しました。

〔社会福祉課 内線536〕



▲大会に出場する仲喜嗣さん

# 市の発展に尽くされている皆さんを表彰

## 選奨式

市選奨条例に基づき受章者

11月3日文化の日、「大和高田市選奨条例」に基づいて、10名の皆さんが表彰され、功労章を受章されました。それぞれに、永年にわたり活動に尽力し、顕著な功績をあげられています。今後、なお一層の活躍を祈念して、お祝い申し上げます。

### ● 地方自治功労者

杉田 宗義さん



多年にわたり、本市町総代として地方自治の伸張に努められ、地域社会の発展に尽くされている功績による表彰

### ● 商工功労者

東田 武治さん



多年にわたり、本市商工業の育成指導に努められ、産業と地域経済の伸張に尽くされている功績による表彰

### ● 厚生功労者

藤井 節子さん



多年にわたり、地元老人クラブの育成に尽力され、また本市老人クラブ連合会役員として高齢者の生きがいづくりに尽くされている功績による表彰

### ● 民生功労者

結城 好永さん



多年にわたり、本市民生児童委員として社会福祉活動に献身されるとともに、同協議会連合会幹事として民生の安定と市民福祉の向上に尽くされた功績による表彰

### ● 消防功労者

吉川 伸治さん



多年にわたり、本市消防団分団長として市民生活の安全と災害の予防に献身されるとともに、後進の指導育成に尽くされている功績による表彰

### ● 体育功労者

西川 義久さん



多年にわたり、ソフトウェアの普及と後進の指導育成に努められるとともに、本市体育協会副会長として社会体育の振興に尽くされている功績による表彰

### ● 商工功労者

浅利 和夫さん



多年にわたり、本市商工業の育成指導に努められ、産業と地域経済の伸張に尽くされている功績による表彰

### ● 民生功労者

勝谷 健治さん



多年にわたり、本市民生児童委員として社会福祉活動に献身されるとともに、同協議会連合会幹事として民生の安定と市民福祉の向上に尽くされた功績による表彰

### ● 保健衛生功労者

松尾 光至さん



多年にわたり、地域歯科医療の発展に努められるとともに、広く歯科保健活動の推進に尽くされている功績による表彰

### ● 消防功労者

和田 充啓さん



多年にわたり、本市消防団分団長として市民生活の安全と災害の予防に献身されるとともに、後進の指導育成に尽くされている功績による表彰

# 教育委員会表彰

平成30年11月9日、教育の分野で顕著な功績をあげられた7名と1団体が、表彰されました。皆さん、おめでとうございませう。



逸崎 いつ子さん

多年にわたり、高田美術協会会員として活躍、特に陶芸の部門において、その創作活動と後進の指導に尽力され、本市の芸術文化の振興に貢献された功績



岩岸 秀和さん

多年にわたり、大和高田市PTA協議会の会長および顧問として活躍、PTA活動および学校教育、社会教育の発展に貢献された功績



劉 金花さん

多年にわたり、中央公民館中国語教室の講師として尽力され、国際的視野を持つ人材の育成に貢献された功績



中尾 彰子さん

多年にわたり、大和高田市文化協会常任理事として活躍、文化協会の発展に尽力されるとともに、本市の文化の振興に貢献された功績



染野 清さん

多年にわたり、大和高田市体育協会理事としてソフトテニスの普及と指導に努められ、本市の生涯スポーツの推進および振興に貢献された功績



高鳥 敦男さん

多年にわたり、大和高田市青少年補導員として活動され、本市の青少年非行防止ならびに青少年健全育成に貢献された功績



岡本 健志さん

多年にわたり、大和高田市のスカウト活動に指導者として携わり、青少年活動の活性化および指導者育成に努められ、本市の青少年健全育成に貢献された功績



大和高田市立高田商業高等学校  
男子ソフトテニス部

平成30年度第73回国民体育大会において2年連続14回目の全国優勝および、平成30年度全国高等学校総合体育大会にて4年ぶり20回目の優勝を果たすなど、数々の大会において優秀な成績を収められた功績



一般質問

平成30年度大和高田市一般会計補正予算  
10億3、300万円など可決

平成30年9月定例市議会は、9月7日から21日までの15日間開催されました。本定例会には、専決処分報告2件、人事案件3件、決算の認定12件、補正予算案6件、条例案件2件、契約案件2件、和解案件1件、行政区域外の公の施設の使用について2件、一部事務組合の規約変更1件、決議1件、意見書4件の計36議案が提出され、それぞれ承認・同意・認定・可決されました。

本号では、20日・21日に行われた一般質問の一部等について、お知らせします。なお、人事案件については、教育委員として村井善治氏および田口晴義氏の選任に、人権擁護委員として佐々木順久氏の推薦に、それぞれ同意されました。

問 市政を振り返ってみて

創生高田 西村議員

答 平成15年4月に初当選してから、多くの人たちの温かいご理解とご協力の結果、今日まで務めあげることができたと考えている。

行財政改革の中で職員数と給与の削減に第一にとりかかり、現在もそれは状況にあわせ続けている。現時点において、本市はしっかりと基金を

問 行政の事業評価導入の提言

・今後のさまざまな社会変化に対応していくため、行政が行っているさまざまな事業を評価し、評価に基づいた事業の廃止および見直しをしていかなければならないが、どのように考えてい

ためることができ、ある程度安定的な財政基盤の確立ができてきている。そうした中で、市役所庁舎建設に向けて、大和高田市の20年30年後の市民のためにしっかりと取り組むのが使命であると考えている。現在抱えている仕事を、市民の理解を得ながら前に進めていきたい。

るのか

創生高田 南議員

答 本市の事務事業評価は、限りある行政資源を有効に活用し、行政活動の質的向上を図るとともに、市民に對して行政としての説明責任を果たすことを目的とし、平成19年度より実施している。対象事業は、第4次大和高田市総合計画後期基本計画に挙げられた65事業とし、それぞれの事業ごとに活動指標、成果指標、有効性の3つの観点から評価を実施している。こうした評価を行うことは、事業完了後、各担当において改めて当該事業を振り返り、見つけ直すという点において、

問 警報時の職員対応について

創生高田 橋本議員

答 本市では、気象警報発令時に災害に対する警戒態

一定の効果があつたと考えているが、活用方法については確立されていないのが実情である。今後は、事業評価が総合計画に基づく基本計画に位置づけられた事業の評価であるとの考えのもと、庁内で一層精度の高い評価ができる体制づくりを進めていきたい。その上で、第三者による評価の導入についても、先進地等の事例の研究に努めていきたい。

問 まちづくりについて

絆 仲本議員

答 今後、人口が減少する中、行政水準を維持するため、地域の特性を活かしたまちづくりを図る地域拠点の再整備が必要だと考えている。

本市では、まちづくりに関するコンセプト、将来像、基本的な取組を示したまちづくりに関する包括協定を奈良県と締結している。そのうち、行政機関や医療機関など中心市街地の形成を目的としたシビックコア周辺地区において

は、現在まちづくりの基本構想を策定し、まちづくりの基本計画を策定中である。その他、誰もが安心して暮らしてもらえよう市街地の維持・再構築に取り組むことを目的として、近鉄高田駅・JR高田駅周辺地区、近鉄高田市駅周辺地区、常光寺池公園周辺地区の3つの地区についても、まちづくりの基本構想の作成を検討している。

**問** 大和高田市とリズモー市

・リズモー市との姉妹都市交流について、どのように周知しているのか

絆 戸谷議員

**答** 現在、リズモー市との姉妹都市交流は、大和高田・リズモー都市友好協会に事業委託しており、市からの委託料と会員の会費で運営している。国際交流の根幹と考えられる交換学生派遣事業を実施し、ホームステイ等両市民の大きな協力のもと、本市からリズモー市への学生派遣事業は、今年で32回目を迎えた。

また、友好協会はホームページを開発するとともに、英語と日本語の会報を発行し、会員のみならず本市の小学校・中学校・高田商業高校・図書館をはじめとする公共施設に配置し、リズモー市へも送付している。さらに、片塩・浮乳

磐園・陵西小学校および高田商業高校が、リズモー市内の学校と姉妹校提携を結び、学校間でのさまざまな取り組みが行われている。

今年の姉妹都市締結55周年事業については、広報誌「やまとたかだ」8月号に掲載し、市役所および市民交流センターにおいて写真展を開催した。今後も、長く続いてきた友好協会会員の熱心な活動を支援するとともに、日本とオーストラリアの姉妹都市締結第1号であることを誇りに思い、活発な交流が続くよう努めていきたい。

**問** 相次ぐ災害にどう対策・対処していくのか

公明党 米田議員

**答** 本市の独特な地理的問題により起こる内水氾濫や、近年の異常気象、いつ発生してもおかしくないといわれている東南海・南海地震などさまざまな災害に対する備えをしなければならぬと考えている。今年9月よりさまざまな災害現場を経験された元自衛隊職員に、その培われた経験を本市防災行政に活かしてもらうため、本市職員として採用した。市の防災計画や防災訓練、防災対策等とその経験を活かしてもらい、より災害に強いまちづくりを進めていきたい。

災害から生き残るために自ら判断し行動してもらえよう、正確な情報をより迅速に市民に提供することが重要と考えており、早い段階から市内の防災行政無線、広報車、メディア、緊急速報メールなどさまざまな手段を駆使しながら情報提供を行っている。市民だけでなく、市職員を含め防災減災のための知識と意識の向上に一層努力していきたい。

**問** 子育て支援を切れ目なく「日本版ネウボラ」

・子育て世代包括支援センター「日本版ネウボラ」本の取り組みについて

公明党 藤田議員

**答** フィンランドで実施されている包括的な総合支援機関である「ネウボラ」による支援を参考に、日本においても妊娠・出産・子育てまでを包括的に支援するワンストップ拠点の整備が望まれている。本市においては、健康増進課を中心に「子育て世代包括支援センター機能」を担えるよう、関係部署と連携した取り組みを進めている。産前は、妊娠届出時に母子手帳および妊婦健診補助券の交付とともに個別の相談に応じ、「ウェルカムベビー教室」等で妊娠・出産の情報提供、不

安解消に取り組んでいる。産後は、助産師・保健師による「妊婦・乳児訪問」による早期からの個別の関わりや、子どもの発達段階に応じた個別相談を行い、保健師や栄養士にいつでも相談できる保健センターをワンストップ拠点として、電話相談や家庭訪問を継続して行っている。また、虐待を防止するため、要保護児童対策地域協議会と連携して幅広い年齢の親子を対象とした相談の取り組みや、臨床心理士によるカウンセリング等で児童生徒および保護者の心理的支援も行っている。これらの情報を搭載した「子育てに関する情報誌」を作成し、多機関の連携による切れ目のない支援を心がけることで「ネウボラ」の実現をめざしていきたい。

**問** 児童ホームについて

・運営の改善及び放課後児童支援員資格の取得状況について

日本共産党 沢田議員

**答** 児童ホームの運営時間については、平成27年7月から長期休業中や土曜日の開所時刻を午前9時から8時30分に、土曜日の閉所時刻を午後5時30分から6時にするなどの延長を行っている。また、各児童ホームに2名以上の支

援員を配置しているが、休暇等で支援員の不足が発生する際には、市職員を派遣するなどの対応を行い、支援員が一人になることがないよう努めている。

**問** 放課後児童支援資格の取得状況について

・指導員が資格を有し、本年度は奈良県が実施する講習会に7名が参加し、支援員としての資質向上に取り組んでいる。今後もより多くの支援員に資格取得を促し、安心してお子さんを預けてもらえる体制づくりを進めていきたい。

**問** 平和教育について

日本共産党 向川議員

**答** 市内各小学校や中学校においては、学習指導要領に基づき、年間を通して各教科学習や人権教育の取り組みの中で、児童生徒の発達段階に応じた取り組みを行っている。夏季休業中には平和登校日を実施し、平和に関する映画および講演の視聴や、地域の戦争を体験しているお年寄りのお話を聞くなど、平和について考える機会を設けている。昨年度は、市内8小学校で平和教育を取り入れた広島への修学旅行、市内3中学校のうち2校が沖縄への修学旅行を実施し、現地の原爆ドームや平和

は、現在まちづくりの基本構想を策定し、まちづくりの基本計画を策定中である。その他、誰もが安心して暮らしてもらえよう市街地の維持・再構築に取り組むことを目的として、近鉄高田駅・JR高田駅周辺地区、近鉄高田市駅周辺地区、常光寺池公園周辺地区の3つの地区についても、まちづくりの基本構想の作成を検討している。

祈念資料館等の戦争や平和に関連する施設見学、また戦争体験者のお話を聞く機会などを持つている。中学校の残り1校についても、関東方面への修学旅行の中で平和について考える機会を設けている。

平和教育を通して戦争の実態や悲惨さを正しく伝え、戦争を起こさないために何をすべきかを考え、平和への思いが一層深まるよう、今後取り組みを継続させていきたい。

● 提出された  
意見書・決議 ●

国民健康保険単位の下の国保運営のありかたに関する意見書

奈良県医療費適正化計画における「地域別診療報酬」活用検討の撤回を求める意見書

改正地方公務員法及び改正地方自治法の施行に向け、自治体臨時・非常勤職員の処遇改善のための施策を求める意見書

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

委員会  
審査結果

総務財政委員会

平成30年度大和高田市一般会計補正予算(第4号)ほか、1議案  
全会一致で原案どおり可決(議第53号)

賛成少数で否決(議第61号)

民生文教委員会

平成30年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)ほか、8議案  
全会一致で原案どおり可決

環境建設委員会

行政区域外の公の施設の使用についてほか、2議案  
全会一致で原案どおり可決

決算特別委員会

平成29年度大和高田市一般会計決算の認定についてほか、11議案  
賛成多数で原案どおり可決

次の定例会は、12月7日に開会の予定です。

平成31年度償却資産(固定資産税)の申告

市内に事業用の償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在における資産の状況を、市役所へ申告する必要があります。

《償却資産とは》

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法上の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。申告が必要な資産の一例として、左表のようなものが挙げられます。

▽受付期間 平成31年1月1日(火)～31日(木)

▽申告方法

申告用紙などの書類に必要事項を書いて提出してください。申告に必要となる書類は、窓口、または郵送にて渡しください。また、市ホームページ(<http://www.city.yamatotakadanara.jp/>)「申請書等ダウンロード」▽「税務課・収納対策室」▽「23」▽「29」からも用紙をダウンロードできます。

・窓口での申告

平成31年1月4日(金)～31日(木)(※土・日・祝日は除く)の午前8時30分～午後5時15分間に、市役所2階税務課窓口へ提出してください。

・郵送での申告

平成31年1月31日(木)【必着】までに、市役所税務課(〒635-8511 大和100番地1)へ郵送してください。

・電子申告

地方税電子申告eTAX(エルタックス)からも申告ができます。詳しくは、エルタックスホームページ(<http://www.eitax.jp/>)を見てください。

マイナンバーの記載について

平成28年1月のマイナンバー制度の導入に伴い、償却資産申告書に、新たにマイナンバーの記載欄が設けられました。個人の場合は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰で記入してください。

また、個人番号を記載した申告書を提出する場合は、マイナンバー法に定める本人確認を実施します。

郵送での申告の場合は、次の資料を添付し、申告書を提出してください。また、窓口で申告する場合は、窓口での提示をお願いします。

- ①個人番号が確認できる資料(通知カード・個人番号カードの裏面などの写し)
- ②本人確認ができる資料(運転免許証・個人番号カードの表面などの写し)

※電子申告による申告や、法人番号を記載した申告書を提出する場合は、右記資料の添付は不要です。

〔税務課固定資産税係〕

内線257

各業種共通のもの

構築物	看板、塀、フェンス、駐車場の舗装、外溝工事、外灯など
工具・器具および備品	机、椅子、応接セット、パソコン、ロッカー、コピー機、レジスターなど

業種別一例

小売店	商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
飲食店	接客用家具・備品、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫など
理容業・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビなど
医院・歯科医院など	ベッド、X線装置、電気血圧計、保育器、各種検査機器、待合室用椅子など
工場・製造業	施盤、プレス機、金型、溶接機、編み機、構内舗装など
太陽光発電事業	太陽光発電設備一式

## 土庫市営墓地

### 使用者募集

土庫市営墓地の利用者を、次の要領で随時募集しています。

▽受付期間・時間 平成31年2月28日(木)まで

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

▽募集墓地名称・場所 土庫市営墓地(土庫219番地他)

▽募集区画 10区画(随時補充)

▽1区画の大きさ 間口1.3m

×奥行1.24m(1.6m)

▽価格 400,000円

内訳:永代使用料370,000円、永代管理料30,000円

▽受付場所 市役所別棟1階 環境衛生課

▽申込資格 平成30年7月1日時点で本市に住民登録のある世帯主(1世帯1区画)

※すでに市営墓地の使用許可を受けている人は申し込みできません。

※使用許可後は、承継者(相続人またはその親族)以外は名義変更できません。

※他人名義での申請はできません。

▽必要書類 墓地使用申込書(市環境衛生課に有り)、住民票謄本(続柄・本籍地の記載があるもの)、印鑑(認め可)、朱肉を使う物)

▽区画の決定方法 本市指定の10区画の中から申込時に場所を選択

〔環境衛生課 内線280〕

## 住宅用火災警報器の維持管理

消防法により、平成18年から住宅用火災警報器の設置および維持が義務付けられています。

住宅用火災警報器の電池の寿命は多くが10年程度です。一度、設置している住宅用火災警報器の設置時期を確認してください。本体や裏蓋の中にある電池の裏などに記載している「製造年」を見れば確認できます。

住宅用火災警報器は命や財産を守る大切なものです。故障や電池切れが原因で作動しなければ設置している意味がありません。あなたや家族の命を守るためにも、適切な維持管理を行ってください。

〔高田消防署 ☎25・0119〕

## 市営住宅入居者募集

▽受付期間 平成31年1月11日(金)～25日(金)午前9時～午後5時

※土・日・祝日を除く

※最終日は午後4時まで

▽募集内容 平成31年3月入居予定分

▽申込案内 平成31年1月11日(金)から市営繕住宅課で配布

※申込要件があります。

具体的な募集案内は、広報誌やまたたかだ1月号に掲載します。

〔営繕住宅課 内線660〕

## 応急手当普及員講習

応急手当普及員とは、自身が所属する事業所の従業員や、防災組織などの構成員を対象に、消防機関と連携して、救命講習の指導を実施する人のことです。

▽とき 平成31年1月30日(水)～2月1日(金) 午前9時～午後5時

※3日間の受講が必要です。

▽ところ かしはら安心パーク(檀原市東竹田町224番地の1)

▽申込方法 12月3日(月)から21日(金)の期間に、受講申込書に必要事項を書いて、最寄りの消防署に持ってきてください。

※申込書と実施要領は、奈良県広域消防組合ホームページ(<http://www.nar-fsk119.jp/>)からダウンロードできます。

〔高田消防署 ☎25・0119〕



## ボランティアグループ『楽歩』



視覚障害者の方と楽しく歩いたり、サウンドテーブルテニス(視覚障害者のための卓球)などをしています。ぜひ、見学にきてください。

▽会員数 17人

▽活動概要 サウンドテーブルテニスのサポートを総合福祉会館で月2回(第2・4金曜日)行ったり、高田視覚障害者協会の行事(年3～4回)に参加する際のサポートなどを行っています。

▽団体理念 視覚障がい者の移動を安心・安全にサポートすること。

▽連絡先 角南百合子 ☎090・8528・6822

市民交流センター(コスモプラザ)に登録している活動団体を、順次紹介します(順不動)。

一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせてください。

〔市民協働推進課 ☎44・3210〕

# 生活センターから

## 消費生活

### チラシと値段が違った量の表替え

新聞に「量の表替え・ふすま張替えキャンペーン価格ご奉仕中!!」という折り込みチラシが入っていた。ちよつと量の表替えをしようと思っていたが、地元の量店を知らなかったため、興味を持った。チラシには、量表替え一枚1,800円、2,300円、2,700円、国産イ草使用と書かれていたため、一枚2,700円の商品を電話で申し込んだ。翌日、業者が打ち合わせに来たとき、「安い商品はすぐ傷むのでだめ」「イ草は外国産だ」と言われ、一枚9,000円の商品を勧められた。勧め方が強引だったので仕方なく高価なものを契約した。一週間ほどしてから商品が届いたが、どうも以前の量より薄くなっていて、量独特のにおいがしないように思う。返金してほしい。

(70代女性)

格安をうたったチラシを見て、格安感から電話で申し込んだところ、実際は高額な商品を勧められたというトラブルが増えています。チラシを見て、消費者がある商品を買いたいと電話をかけて自宅に業者を呼んだ場合、原則として特定商取引法に定める

訪問販売の規定が適用されないので注意が必要です。事例のように、安価なものを注文したのに、業者の来訪後に高額な商品を勧められ契約した場合は、注文品でない商品を勧められたという「不意打ち性」がありますので、特定商取引法に定めのある「訪問販売」にあたり、法定書面受領後8日間はクーリングオフできる可能性があります。ただ、クーリングオフできなかったとしても、既に表替えをしているなど、原状回復（元の状態に戻すこと）が難しい場合があります。話し合いが難航する場合があります。格安チラシで安易に判断せず、地元の量組合などに問い合わせるなどして、慎重に判断しましょう。

### 消費者へのアドバイス

1. チラシを見て消費者が、商品の価格などについて電話で問い合わせたところ、業者が来訪し、契約した場合や業者から勧誘の電話があり来訪し、契約した場合は、特定商取引法の訪問販売にあたり、クーリングオフが可能です。
2. チラシには安い価格だけを表示し、訪問した際、別の高い商品を勧めることは、おとり広告に当たる可能性もあります。格安チラシには注意しましょう。
3. 契約の際は、必ず商品のサンプルを確認し、見積書をもらしましょう。

わからないこと、不安なことがあれば、消費生活センターまで電話してください。



スポーツジムなどの契約トラブル

最近運動不足の人が増えているみたいだね。

私も最近あまり運動していないので、健康のためにスポーツジムに通おうと思っています。

そうなんだ。スポーツジムなどのトラブルが最近増えてるから契約内容はよく確認してね。

どんなトラブルが多いのですか。

強引な勧誘や中途解約、高額な解約料などが多いようだよ。

それは確かによく見ておかないと怖いですね・・・

そうだよ。クーリング・オフもできないし、契約は慎重にいかないとね。

気をつけます。

ところで、みくちゃん最近太った?

そ、そんなことないです!

図星か・・・

# Nowadays in Lismore from Colleen

## コリーンさんからのレポート リズモーのこのごろ



Colleen(コリーン)さんは、派遣学生からの信頼が厚く、長く友情が続いています。

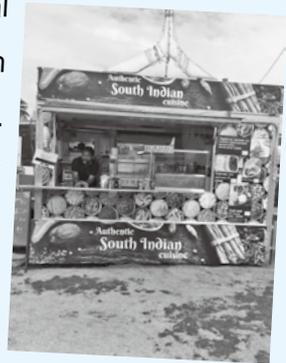
Thursday, the 18th October I attended the North Coast National in Lismore. It is an annual show which allows the local people an opportunity to exhibit many animals, products and businesses. We saw cows, goats, chickens, ducks, alpacas. There was a very popular petting zoo for the children to touch animals.

Unfortunately the week before the show Lismore and surrounding areas had a lot of rain which meant some people were reluctant to attend thinking the grounds would be muddy. The horse events were cancelled due to the rain.

The pavilions display many exhibits including home cooking, preserves, bonsai, vegetables, flowers.

There were food vans from different cultures including Japanese, German and Indian.

Each night there are fireworks displays.



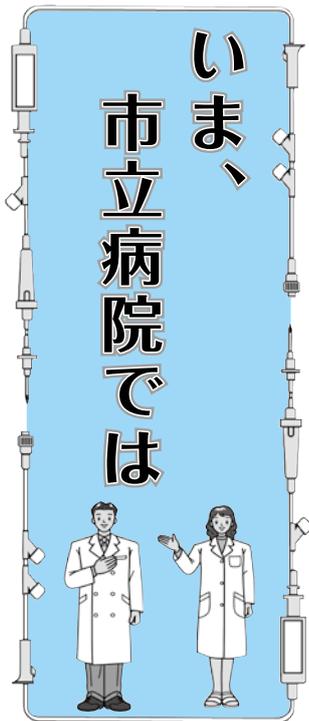
10月18日木曜日、私はリズモーの「North Coast National」というイベントに参加しました。地元の人たちに動物、製品などを展示して、ビジネスの機会を与える、年1回のショーです。

私たちは牛、山羊、鶏、鴨、アルパカを見ました。子どもたちが動物に触れることができる、とても人気のあるペット動物園がありました。残念ながら、ショーが行われる前の週に、リズモーとその周辺地域には多くの雨が降っていました。そのため残念なことに、グラウンドが泥だらけだろうと思って参加することをあきらめた人もいます。馬のイベントは、雨のために中止となりました。

パビリオンには家庭料理、保存食品(ジャムなど)、盆栽、野菜、花などがたくさん展示されています。日本、ドイツ、インドなどの異なる文化の屋台がありました。毎晩、花火大会があります。



(英文は、原文のとおりです)



## インフルエンザに注意

インフルエンザは風邪と異なり、39℃以上の高熱が続き、咳、鼻水、全身倦怠感、筋肉痛、関節痛、嘔吐、下痢、腹痛が見られる感染症です。

インフルエンザの原因はインフルエンザウイルスで、感染力が強く、一人が感染すると周りの三人に感染させてしまいます。

高齢者では肺炎を起こしたり、子どもでは脳症を起すなど生命の危険があります。インフルエンザウイルスは人に感染するのはA型、B型で、ウイルス遺伝子の変化が多いため、以前の抗体だけでは対応できません。一度かかったから大丈夫ではなく、何度も

かかってしまいます。インフルエンザウイルスはつばや痰などによって感染する飛沫感染、ウイルスが付着したものを触って、口や鼻を触ることで感染する接触感染で感染します。気温が低く、乾燥する冬では、ウイルスの感染力は持続しやすいために、飛散する距離が長くなります。マスクや咳エチケットを守るなどの感染拡大予防を心がけることが大切です。規則正しい生活、バランスのよい食事、十分な睡眠で免疫力を高めることも重要です。手洗いは大切で、指と指の間もしっかりと石鹸で15秒程かけて手を洗います。うがいは粘膜を潤すために有効で、付着したウイルスを減らすことができます。

す。マスクはウイルス用マスクなら、口や鼻からの侵入を防いでくれ、何より手で口や鼻を触ることを防いでくれます。さらにワクチンで予防することもできます。現在、日本ではワクチンで防ぐ方法として、不活化ワクチンで、接種回数は1〜2回で効果は約4か月です。そのため、毎年接種する必要があります。ワクチンの効果が出てくるのに2〜4週間かかります。二種類のインフルエンザA型、二種類のインフルエンザB型に有効になっています。インフルエンザワクチンには、発症予防もありますが、肺炎などの合併症予防にもなりますので、ワクチンをしてかかったから効果がないと判断するのは早計と言えます。

大和高田市立病院

小児科部長 清益 功浩

〔市立病院 53・2901〕

## 健やかな毎日を おくるために



天満診療所  
医師 梅本典江

### 「朝起きたらのどが痛い」

朝起きたらのどがイガイガしてなんとなく痛い。しばらくすると痛みは治まることも多く、もしかして風邪の引き始めかも・・・と不安になりますね。

寝起きにのどが痛くなるのは口腔内の乾燥が原因。通常この乾燥は唾液によって保護されていますが、口腔内が乾燥するとこの乾燥は無防備となり、細菌やウイルスが付着しやすくなり炎症を起こします。この炎症がのどの痛みをひきおこします。

もともと睡眠中は、唾液の分泌は減少しているのですが、口をあけたまま寝ていると、唾液が蒸発して口の中がカラカラになってしまいます。今の季節は空気も乾燥していますし、エアコンや温風ヒーターの使用で、室内の湿度はさらに低下します。寝ている間は水分補給もしにくいので、夜から朝方にかけて、口腔内はどんどん乾燥してしまつことなるのです。

対策としては、寝るときにマスクを着用すると、のどや鼻腔の保温・保湿に役立ち、ウイルスや細菌への抵抗力を高めることができます。寝室の湿度は50から60%程度が理想です。加湿器を使用したり、濡れタオルをつるすなどして、適切な湿度に保つようによみましょう。

また、朝起きてのどが痛かったら、まずはよくうがいをしてのどを潤わせましょう。のど飴をなめたり、ガムをかんだりしても、口腔内の唾液量を増やすことができます。

のどの痛みだけでなく、寒気や倦怠感を伴っているようであれば、熱が上がってくる前兆かもしれないので、症状の変化をよく観察してください。

### 天満診療所健康教室

▽とき 12月13日(木)

午後1時〜2時

▽ところ 天満診療所

▽テーマ

「冬に気をつけたい病気」

▽講師 梅本典江(天満診療所医師)

▽天満診療所 52・5357

## 人権シリーズ 189

### 子どもたちへ「世界人権宣言」70年へ

二度の世界大戦によるさまざまな人権侵害の反省から、1948(昭和23)年12月10日、国際連合第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。採択にちなんで、12月10日は「人権デー」に定められ、日本では12月4日から10日までを「人権週間」と設定されています。

「世界人権宣言」の内容については、詩人の谷川俊太郎さんが子どもたちにもわかりやすく訳しています。例えば第一条を「みんな仲間だ」とし、「私たちはみな、生まれながらにして自由です。一人ひとりかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だから、たがいによく考え、

助け合わなければなりません」(参考:アムネスティ・インターナショナル日本支部)と訳しています。さて、この「世界人権宣言」。多くの言語に翻訳されて、世界中の人たちに読まれています。が、現状はどうでしょうか。人権について少しずつ理解され、運動が広がってきている一方で、紛争や暴力、迫害などに関する世界のニュースは後を絶ちません。子どもたちの悲惨な姿も報道されています。日本でも人権をめぐる課題が多様化・深刻化してきています。インターネット上での差別書き込みやヘイトスピーチなどです。70年前には

予想もしていなかった状況でしょう。

2016(平成28)年には人権三法(障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法)が公布・施行されましたが、まだまだすべての人に認知されているわけではありません。市ではさまざまな機会を通して人権三法の広報・啓発を進めています。10月・11月に市内各小学校区で開催した人権教育地区別懇談会でも「優しさの未来へ」というテーマで、あらためて人権三法について、子どもたちも含む参加者で語りました。「世界人権宣言」の精神を皆で共有し、人と人が豊かにつながり、「大和高田市に住んでよかった」という愛着と「誰もが生まれながらに基本的人権を持っている」という誇りを子らへとつなぎ合いたいと思います。

「人権施策課 内線279」



## おしえてく生活困

生活困窮者自立支援法 就労支援センター

今回は、離れて暮らす年配の父親のことが心配で、先々の不安を抱えた50歳女性Yさんのお話です。Yさんの父親は、他府県で一人暮らしをしています。2、3年ほど前から脳梗塞を繰り返して一人では買い物も行けない状態だそうです。Yさん含め、Yさんの兄弟で交代しながら3時間ほど移動時間をかけて父親の世話をしているとのことですが、この先ずっと時間とお金をかけていくことに限界を感じ、何か良い方法はなにかと相談にきてくれたのでした。

Yさんは、父親を近くに住まわせて、世話をしやすい環境をつくるしかないものと考えていました。そこで、相談員は「まずはお父さんが何を望んでいるのか、どうしたいのかを「お父さん目線」で考えることも一つの方法だと思

います」と伝えました。また、「住み慣れた土地から離れることよりも、今の環境で何ができるか考えてみるのもひとつです」と言葉を添えました。Yさんは、自分たちのことばかりを考えていたと言いつつ、父親の住んでいる自治体で、何かしらのサービスがないものか聞いてみると話しました。Yさんは、今まではなかった一歩を踏み出したのでした。

「人間」は変化があると抵抗しようとしています。なるべく、ありのままに今何ができるかを「くらし・せいかつ支援係」は共に考え、共に歩んでいきたいと思っています。

自分自身、家族のこと、地域で気になる人や子どものこと、どんなことでもまずは一度お話を聴かせてください。

「くらし・せいかつ支援係」から始まる。

☎44・3111(直通)

# 新着図書のご案内



# BOOK

## 一般書

教養としてよむ世界の教典	中村 圭志／著	三省堂
この自伝・評伝がすごい!	成毛 眞／著	KADOKAWA
ずっと自分の足で歩ける! 筋膜リリース	竹井 仁／著	自由国民社
天使が住みたい冷蔵庫・悪魔が住んじゃう冷蔵庫	番場 智子／著	主婦の友インフォス
世界文学を読みほどく	池澤 夏樹／著	新潮社

## 児童書

空想科学学園 突撃! 人のからだ編	柳田 理科雄／原作・監修	KADOKAWA
季節の食べものクイズ絵本 12 カ月	月刊「学校給食」編集部／文	全国学校給食協会
あそぼう、あやとり	野口 とも／監修	ベースボール・マガジン社
さよなら、おばけ団地	藤重 ヒカル／文	福音館書店
えほん図鑑へんてこ! りくのぜつめつどうぶつ	はた こうしろう／絵	アリス館



## 電子図書館 ランキング

第1位	かぐやひめ (おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり／挿絵	デシベル
第1位	どうぞのいす(うごくえほんチルビー)	柿本 幸造／絵	モーニング
第3位	いっすんぼうし(おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり／挿絵	デシベル
第4位	999ひきのきょうだい(うごくえほんチルビー)	村上 康成／絵	モーニング
第4位	いちにちむかしばなし	かわしま ななえ／え	PHP 研究所

# サロン

## 12月のおはなし会

### ◎絵本のよみきかせ

- ▷とき 12月1日(出)・15日(出)  
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん えほんコーナー
- ▷たいしょう どなたでも

### ◎おはなし会

- (担当:たかだおはなしろうそくの会)
- ▷とき 12月8日(出)  
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん2かい プレイルーム
- ▷たいしょう 4さいいじょう
- えほん 「おおきいサンタとちいさいサンタ」
- おはなし「あなのはなし」

### ◎えほんとわらべうたの時間<<きらら>>

- (担当:たかだおはなしろうそくの会)
- ▷とき 12月22日(出)  
ごぜん10じ30ぷんから
- ▷ところ としょかん2かい プレイルーム
- ▷たいしょう 3さいいか
- えほん 「クリスマスったらクリスマス」
- おはなし「ぎつねのちょうちん」

## 催しのご案内

### ■第18回 大和高田市 ビブリオバトル

- ▷とき 12月22日(出) 午後3時30分～4時30分ごろ
- ▷ところ 市立図書館 児童コーナー ▷テーマ 「旅」
- ※絵本・ものがたり・知識の本など、どんな本でも可(当日、本を持ってきてください)。
- ▷定員 発表者(小学生以上) 5名、観覧者(どなたでも) 20名

### ■ぬいぐるみのおとまり会

- ぬいぐるみたちのおとまりの様子をプレゼントします。
- ▷とき 12月22日(出)～23日(出)
- ▷ところ 市立図書館 児童コーナー
- ▷ぬいぐるみのおむかえ時間 12月23日(出) 午前10時30分
- ※午前10時30分から、ぬいぐるみと一緒に絵本のよみきかせに参加できます。
- ▷対象 ぬいぐるみとこども(0歳～15歳) ▷定員 10組(市内優先)
- ※ぬいぐるみは、12月21日(出)までに図書館カウンターへ持ってきてください。

### ■平成30年度 おもしろ科学教室 「すごいぞ静電気」

- ▷とき 平成31年1月13日(出) 午後1時30分～3時ごろ
- ▷ところ 市立図書館 2階学習室
- ▷講師 関口 芳弘さん(理化学研究所講師)
- ▷対象 小学生(低学年は保護者同伴) ▷定員 30名(市内優先)
- ▷協力 寧薬化学工業株式会社

上記のすべてイベントの申込方法は、12月1日(出)から定員に達するまでの期間、図書館カウンターまたは電話で受付します。

### ■貸出「福袋」

- スタッフが選んだ本が入った福袋の貸出を行います。どんな本が入っているかは借りてからの楽しみ。
- ▷とき 平成31年1月5日(出)から
- ▷ところ 市立図書館 玄関展示コーナー

(市立図書館 ☎52-3424 FAX 52-9415)



年末年始のため、12月29日(出)から平成31年1月4日(出)まで休館します。この期間の返却は、図書館入口左側の返却ポストを利用してください。なお、12月15日(出)から12月28日(出)は、貸出期間が4週間となります。

# 各種相談

困っていることや心配事など、ご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。  
※市外局番は、「0745」です。

相談名	曜日	時間	場所	問合せ
消費生活相談 (予約優先)	月～金曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	大和高田市 消費生活センター	消費生活センター ☎22-1101
人権相談	第4火曜日(6、12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	人権施策課 ☎22-1101
行政相談	第4火曜日(6、12月のみ第1火曜日)	午後1時～4時	総合福祉会館	企画広報課 ☎22-1101
中小企業金融相談 中小企業経営相談	随時(内容に応じて、産業振興課で相談窓口をご案内します)			産業振興課 ☎22-1101
母子父子相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		児童福祉課 ☎22-1101
心配ごと相談	第2・4金曜日	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
	第2・3火曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
法律相談 (要予約)	第1・3・4・5木曜日 相談日の2週間前から前日までに予約	午後1時～4時	総合福祉会館	奈良弁護士会 ☎0742-22-2035
司法書士の法律相談 (要予約)	月曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	社会福祉協議会 ☎23-5426
生活相談	第2・3・4・5水曜日 事前に問い合わせてください。	午後1時～4時		社会福祉協議会 ☎23-5426
健康相談・栄養相談 (要予約)	毎月1回、所定の日	午前9時～10時		保健センター ☎23-6661
子育てホットライン 健康ホットライン	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時30分		保健センター ☎23-6661
教育ガイダンス	月～金曜日	午前10時～午後5時		青少年センター ☎23-1322
家庭児童相談室	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分		家庭児童相談室 ☎23-1195
女性相談 (要予約)	○第1火曜日・ 第3金曜日 ○第2土曜日 ※祝日等により変更の場合あり	○午前9時15分～ 午後0時5分 ○午後1時～3時50分		人権施策課 ☎22-1101
住まいづくり相談	第3水曜日 第1水曜～第2水曜の間に予約 定員4名	午後1時～4時10分		宮繕住宅課 ☎22-1101
税理士による税務相談	2月・3月を除く、第3金曜日	午後1時～4時	総合福祉会館	近畿税理士会葛城支部 ☎22-5288
就業相談	月～土曜日	午前9時～午後5時	県産業会館3F	高田しごとiセンター ☎24-2010
借金おなやみダイヤル	火・金曜日	午後1時～4時		奈良弁護士会 ☎0742-20-7830
相続・遺言お悩みダイヤル	月～金曜日	午前9時30分～午後5時		奈良弁護士会 ☎0742-22-4611
ひまわりあんしん (高齢者・障がいのある人のための法律相談)	火・木曜日	午後1時30分～4時		奈良弁護士会 ☎0120-874-737
	電話相談は無料。来所・出張相談は有料			

## 電話 & FAX 番号一覧表

大和高田市役所  
TEL.22-1101 FAX.52-2801

中央公民館	TEL.22-1315 FAX22-1316
市立土庫公民館	TEL.23-3560
市立菅原公民館	TEL.23-3561
市立陵西公民館	TEL.23-3562
さざんかホール	TEL.53-8200 FAX53-8201
図書館	TEL.52-3424 FAX52-9415
水道部門	TEL.52-1365 FAX23-3850
総合福祉会館	TEL.23-0789 FAX24-2730
社会福祉協議会	TEL.23-5426 FAX23-2298
保健センター	TEL.23-6661 FAX23-6660

市立病院	TEL.53-2901 FAX53-2908
天満診療所	TEL.52-5357 FAX52-5100
青少年課	TEL.23-1322 FAX23-2344
生涯学習課	TEL.53-6264 FAX53-6364
職域コミュニティセンター	TEL.23-8001 FAX23-8001
クリーンセンター	
企画整備課	TEL.52-1600 FAX52-1685
美化推進課	TEL.53-5383
総合体育館	TEL.22-8862 FAX22-8863
総合公園	TEL.52-4700 FAX52-4701
さくら荘	TEL.23-4126 FAX23-8535
下水道課	TEL.52-1258 FAX52-1295
高田消防署	TEL.25-0119 FAX22-4565
高田警察署	TEL.22-0110 FAX22-2292
JR西日本	TEL.0570-00-2486

近鉄大和高田駅	TEL.52-2414
近鉄高田市駅	TEL.53-2531
市民交流センター	TEL.44-3210 FAX44-3212
親と子のすこやか広場	TEL.44-3213 FAX44-3214
高齢者いきいき相談室	TEL.44-3215

## 大和高田市 市民憲章

一、おたがいに、人権を尊重し、働くよろこびをもちましよう。

一、スポーツに親しみ、健康をかちとりましよう。

一、老人に生きがいを、こどもに夢と希望をあたえましよう。

一、教養をふかめ、文化をたかめましよう。

一、自然をまもり、平和な暮らしをきざましよう。